

◎茅ヶ崎市の法人市民税の税率は次のとおりです。

法人税割	資本金等の額	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	平成26年10月1日以後令和元年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年9月30日以前に開始する事業年度
		8.4%	12.1%	14.7%
	10億円以上の法人	7.2%	10.9%	13.5%
	5億円以上10億円未満の法人	6.0%	9.7%	12.3%
	5億円未満の法人等			

均等割	資本金等の額	区分	税率(年額)
		市内の事務所等の従業者数	
50億円を超える法人		50人を超えるもの	3,000,000円
		50人以下のもの	410,000円
10億円を超え50億円以下の法人		50人を超えるもの	1,750,000円
		50人以下のもの	410,000円
1億円を超え10億円以下の法人		50人を超えるもの	400,000円
		50人以下のもの	160,000円
1千万円を超え1億円以下の法人		50人を超えるもの	150,000円
		50人以下のもの	130,000円
1千万円以下の法人		50人を超えるもの	120,000円
		50人以下のもの	50,000円
	資本金(出資金)の額を有しない法人		50,000円

第20号様式記載要領

- この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用してください。
- この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出してください。
- 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記してください。
- ※印の欄は記載しないでください。
- 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載してください。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。
- 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1）の10欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載します。なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（「法人税額計」の欄（別表1の10の欄）の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表1の5の欄の金額）（法人税の明細書（別表6（2）付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載します。
- 通算法人及び通算法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までは記載せず、⑤の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載してください。
- 連結法人及び連結法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載せず、⑤の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の3の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載してください。
- 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、⑤の欄の金額を③の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち③の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に④の欄の数値を乗じて得た額を記載します。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載してください。
- 「⑩のうち見込納付額⑪」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。
- 「還付請求税額」の欄は、中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。
- 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、⑮の欄に記載した金額と同額になります。